

令和2年7月1日

(照会先)

厚生年金保険部長 入澤 俊行

(電話直通 03-6892-0773)

経営企画部広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆さまへ のお知らせについて

(厚生年金保険料等の延長後の納期限、今後の厚生年金保険
料等の納付及び納付の猶予について)

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
このたび、厚生労働省告示第257号が公布されたこと等に伴い、別添のとおりお知らせ
いたします。

別添: 厚生年金保険料等の延長後の納期限、今後の厚生年金保険料等の納付及び
納付の猶予について

以上

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の延長後の納期限、今後の厚生年金保険料等の納付及び納付の猶予について

令和元年台風第 19 号により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

〔 1 〕 納期限が延長されていた対象地域に限った取扱い

1. 延長後の納期限が定められました

- 令和元年台風第 19 号により延長されていた厚生年金保険料等（※）の納期限が令和 2 年 7 月 1 日付厚生労働省告示第 257 号により以下のとおり定められました。

（※）厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1 号加算金及び 2 号加算金

〔対象地域一覧〕

都道府県	定められた納期限	対象となる納付目的年月
	令和 2 年 8 月 31 日	令和元年 9 月分～令和 2 年 6 月分
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村	
宮城県	角田市、伊具郡丸森町	
福島県	いわき市、郡山市、須賀川市、田村市、石川郡石川町、東白川郡矢祭町	
茨城県	水戸市のうち、次の地域 秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目～二丁目、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町	
栃木県	栃木市 佐野市のうち、次の地域 赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目～二丁目、葛生東一丁目～二丁目、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町	

長野県	長野市のうち、次の地域 赤沼、大町、合戦場一丁目～三丁目、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち、次の地域 雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目～六丁目、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮
-----	--

- 令和元年9月分から令和2年6月分の厚生年金保険料等については、送付しております納入告知書により、令和2年8月31日までに金融機関等の窓口で納付していただきますようお願いいたします。
 - 納期限までに納付がない厚生年金保険料等については、後日、督促状を送付しその指定する期限までに納付がない場合には、延滞金が加算されます。
 - 納付が困難な場合は、「納付の猶予」等の制度の活用をご検討ください。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少がある場合は「特例による納付の猶予」の申請ができます。

2. 今後の厚生年金保険料等の納付について

(1) 口座振替をご利用の事業所等について

- 納期限が延長されている間、厚生年金保険料等の口座振替を一律に停止しておりますが、以下のとおり、口座振替を再開します。

納期限	対象となる厚生年金保険料等
令和2年8月31日	令和元年9月分～令和2年6月分保険料 ※納入告知書での納付となります。
令和2年8月31日	令和2年7月分保険料 ※口座振替が再開されます。

※ 口座振替再開日以降の厚生年金保険料等についても、毎月翌月末の納期限（通常の納期限）となります。

（２）口座振替以外をご利用の事業所等について

これまでどおり、納入告知書による納付をお願いいたします。納期限については、上記（１）と同様になります。

〔２〕納期限の延長となっていた対象地域に限らない取扱い

１．厚生年金保険料等の納付が困難な場合（納付の猶予制度）

（１）新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少※１があり、一時に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の「特例による納付の猶予」を受けることができる場合があります。

「特例による納付の猶予」が認められた場合は、厚生年金保険料等※２の納期限から１年の間、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

※１ 令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて概ね２０％以上減少している場合に該当します。

※２ 令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

（２）令和元年台風第１９号の影響により、引き続き、厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

※ 被災の状況や事業の現況等により、猶予を受けられない場合もあります。

※ 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要となります。

○災害による納付の猶予…災害のやんだ日から２月以内に申請が必要となります。

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象となる厚生年金保険料等の全額が納期限から１年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

「災害による納付の猶予」が認められた場合は、対象となる厚生年金保険料等の納期限から１年以内に限り、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

○通常の納付の猶予…猶予該当の事実発生後速やかに（随時に申請可能）

災害による事業の悪化等により、一時に厚生年金保険料等を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な金額を限度として１年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

「通常の納付の猶予」が認められた場合は、対象となる厚生年金保険料等の納期限から１年以内に限り、納付が猶予され、その間の延滞金は全額又は一部免除となります。

2. 厚生年金保険料等の口座振替について

- 厚生年金保険料等の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災等により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止についてご相談ください。ご相談は管轄の年金事務所又は直接、振替先の金融機関本支店にお願いいたします。
- ※ ご連絡の時期によっては停止することができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ※ 口座振替を停止された場合、納入告知書が別途送付されます。
- ※ 口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-808-678

ガイダンスに従い【2】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。